

別表（第4条、第9条関係）

客観点数	法第27条の23の規定、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）」及び「経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日国総建第269号）」により算定された客観点数とする。																																																																																	
	1 工事成績 入札参加資格審査申請日（以下「申請日」という。）の属する年度の直前4年度における当該業者の施工した種類別の市発注工事（以下、この項において「工事」という。）のうち、請負金額が500万円（令和7年4月1日以降に契約した工事は1,000万円）以上のものについて、宇部市請負工事成績評定要領（平成16年3月29日制定）又は宇部市水道局請負工事成績評定要領（令和4年4月1日制定）による工事成績評定の平均成績評定点（小数点以下第1位を四捨五入したもの）を採用し、次の表に示すとおり、平均成績評定点を55点から80点（54点以下は55点、81点以上は80点とする。）までに区分し、それぞれの平均成績評定点に対応する工事成績評点を付与する。 なお、請負金額が500万円（令和7年4月1日以降に契約した工事は1,000万円）未満の工事のみを施工した場合には、平均成績評定点を65点とし、工事の実績がない業者については、平均成績評定点を55点とし、それぞれの平均成績評定点に対応する工事成績評点を付与する。																																																																																	
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>平均成績評定点</td><td>55</td><td>56</td><td>57</td><td>58</td><td>59</td><td>60</td><td>61</td><td>62</td><td>63</td><td>64</td><td>65</td><td>66</td><td>67</td><td>68</td><td>69</td></tr> <tr> <td>工事成績評点</td><td>0</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td><td>8</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>平均成績評定点</td><td>70</td><td>71</td><td>72</td><td>73</td><td>74</td><td>75</td><td>76</td><td>77</td><td>78</td><td>79</td><td>80</td></tr> <tr> <td>工事成績評点</td><td>21</td><td>23</td><td>25</td><td>27</td><td>29</td><td>32</td><td>35</td><td>38</td><td>41</td><td>44</td><td>50</td></tr> </table>																		平均成績評定点	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	工事成績評点	0	2	4	6	8	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	平均成績評定点	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	工事成績評点	21	23	25	27	29	32	35	38	41	44	50								
平均成績評定点	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69																																																																			
工事成績評点	0	2	4	6	8	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19																																																																			
平均成績評定点	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80																																																																							
工事成績評点	21	23	25	27	29	32	35	38	41	44	50																																																																							
	2 指名停止の状況 申請日の属する年度の直前2年度において宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領（平成5年9月20日制定）により指名停止を受けた業者については、1件につき次の表に示す指名停止期間に対応する指名停止状況評点を付与する。																																																																																	
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>指名停止期間</td><td>2月未満</td><td>2月以上4月未満</td><td>4月以上6月未満</td><td>6月以上</td></tr> <tr> <td>指名停止状況評点</td><td>-2</td><td>-3</td><td>-4</td><td>-5</td></tr> </table>																		指名停止期間	2月未満	2月以上4月未満	4月以上6月未満	6月以上	指名停止状況評点	-2	-3	-4	-5																																																						
指名停止期間	2月未満	2月以上4月未満	4月以上6月未満	6月以上																																																																														
指名停止状況評点	-2	-3	-4	-5																																																																														
	3 その他の項目 (1) 建設業従事職員数 申請日における建設業従事職員数に対し、次の表に示す評点を付与する。																																																																																	
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>人数</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr> <tr> <td>評点</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>12</td><td>14</td><td>16</td><td>18</td><td>20</td><td>22</td><td>24</td><td>26</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>人数</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26～30</td><td>31～35</td><td>36～40</td><td>41～45</td><td>46～</td></tr> <tr> <td>評点</td><td>28</td><td>30</td><td>32</td><td>34</td><td>36</td><td>38</td><td>40</td><td>45</td><td>50</td><td>55</td><td>60</td><td>70</td></tr> </table>																		人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	評点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	14	16	18	20	22	24	26	人数	19	20	21	22	23	24	25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～	評点	28	30	32	34	36	38	40	45	50	55	60	70
人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18																																																																
評点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	14	16	18	20	22	24	26																																																																
人数	19	20	21	22	23	24	25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～																																																																						
評点	28	30	32	34	36	38	40	45	50	55	60	70																																																																						
	(2) 技術職員の数 ア 申請日の直近の経営事項審査の審査基準日における「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」中の第一の三の1の(1)及び(2)に規定する技術職員（同法第15条第2号イに該当する者）の人数に対し、1人当たり2点を付与する。ただし、90点を上限とする。 イ ほ装工事に関して、申請日における在籍職員のうち、(社)日本道路建設業協会が実施する1級及び2級舗装施工管理技術者資格試験に合格し、申請日時時点で当該合格通知書又は舗装施工管理技術者資格者証を有する者の人数に対し、次の表に示す評点を付与する。																																																																																	
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>人数</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10～</td></tr> <tr> <td rowspan="2">評点</td><td>1級</td><td>10</td><td>20</td><td>30</td><td>40</td><td>50</td><td>60</td><td>70</td><td>80</td><td>90</td><td>100</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td><td>20</td><td>25</td><td>30</td><td>35</td><td>40</td><td>45</td><td>50</td></tr> </table>																		人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10～	評点	1級	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	2級	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50																														
人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10～																																																																								
評点	1級	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100																																																																							
	2級	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50																																																																							

発注者点数

(3) 次の表の各項目に該当する者に対し、同表に示す評点を付与する。

項目	付与の基準	評点
建設工事施工における品質管理及び品質保証のためのシステム	申請日において、ISO9001の認証を取得している者	20 (申請業種のうち認証取得に係る業種に対し、認証取得の件数に関係なく一律に付与する。)
環境マネジメントシステム	申請日において、認証を取得している者	20 (認証の種類・登録の件数に関係なく一律に付与する。)
障害者の雇用状況	申請日の直前の6月1日現在において、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する障害者の法定雇用義務を達成していない者	-10 (申請業種全てに対し、一律に付与する。)
一般事業主行動計画策定の届出の有無	申請日において、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項又は第4項に規定する届出を行っている者	5 (申請業種全てに対し、一律に付与する。)
基準適合一般事業主の認定の有無	申請日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく申請を行い、認定を受けている者	10 (申請業種全てに対し、一律に付与する。)
eL TAXでの給与支払報告書の提出の有無	申請日において、給与支払報告書をeL TAXで提出している者	5 (申請業種全てに対し、一律に付与する。)
企業合併の有無	申請日の属する年度の直前4年度の間企業合併を行った者 (建設業の許可を有する者同士の合併に限る。)	客観点数の10% ※小数点以下第1位を四捨五入 (申請業種全てに対し、一律に付与する。)
個人住民税の特別徴収実施の有無	申請日の属する年度において、個人住民税の特別徴収を実施していない者で特別徴収の開始の誓約について市市民税課で確認を受けていない者	-5 (申請業種全てに対し、一律に付与する。)
市政策課題に寄与する取組の状況	申請日において、別に定める市政策課題に寄与する取組を行っている者	1つにつき5、最大20 (申請業種全てに対し、一律に付与する。)

備考

1の工事成績は次による。

- (1) 特定建設工事共同企業体施工の場合、市内業者のみのときは全員同一評定点とし、市内業者及び市内業者以外の者のときは工事成績を付与しない。
- (2) 「請負金額が500万円（令和7年4月1日以降に契約した工事は1,000万円）未満の工事」の場合、下限を50万円を超えるものとし、申告を要するものとする。
- (3) 市内業者及び市内業者以外の者を構成員とする特定建設工事共同企業体が施工したものみの場合、市内業者に65点を付与する。請負金額が500万円（令和7年4月1日以降に契約した工事は1,000万円）未満の工事の場合、(2)に掲げる申告をした場合に限る。

3(3)の取扱いについて

総合評定値通知書の総合評定値に反映されている場合は、該当する評価項目について評点を付与しない。